

報告書骨子（案）に対する構成員からの意見について

< 1 大綱見直しの趣旨 >

自殺者数について、先進国の中では依然高い水準にあることも併せて記載すべきではないか。

「1 大綱見直しの趣旨」の部分に、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変容と、その社会変容が自殺の問題にどのように影響を与えたのか、今後どのように影響を与える可能性があるのかといったことを記載いただきたい。

< 2 - 1 大綱見直しのポイント（第1総論） >

子どもへの支援については、子育て支援や子供の貧困対策など、多岐にわたっており、自殺対策という枠組みだけでは解決ができない問題であるため、こども家庭庁との連携について、大綱に盛り込むことを検討すべきではないか。

地域におけるネットワーク作りだけでなく、全国的な連携が機能的にできるような地域間のネットワーク作りが大切。

精神科に対する偏見の問題は大きいため、偏見をなくすような啓発について推進すべきではないか。

人材の養成及び配置、地域におけるネットワークづくりは、勿論必要だが、この連携が実践的かつ有機的に機能するためには、アセスメントやケースワークにより、支援のつなぎや役割分担が必要であるところから、対象者の個人情報の共有の仕組みを整備することが求められる。この個人情報の取り扱いの仕組みについて整備することについての記載が必要。

女性の自殺が増加したことを踏まえ、対策が連動していることが必要であるため、第1（2）に記載の「特に、無職者、非正規雇用労働者やひとり親」の念頭を女性とするなら、その関わりを具体的に記載する、または、女性の自殺対策を第2の個別対策の中でとりあげていただきたい。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に「人とのかわりあい」や「雇用形態」の変化があげられているが、コロナ禍における相談現場では、生活困窮に陥った方々の相談が急増していることから、生活困窮を要因とする自殺対策の強化が必須であると考えます。そこで、この影響の中に、「生活困窮」という文言を追記する必要がある。

社会的に弱い方々を保護するという観点で社会的セーフティネットの拡充を含める形で整理してはどうか。

コロナ禍によって生活困窮に陥った相談者に対し、社会福祉協議会が実施する特例貸付を借り入れた方が爆発的に急増している。特例貸付については、令和5年1月から償還が始まること、また特例貸付だけでなく、消費者金融等の借入れによって、多重債務に陥っている相談者も急増していることから、多重債務問題の対応を踏まえた生活困窮者支援との連携強化が必要。

< 2 - 2 大綱見直しのポイント（第2 個別施策） >

相談窓口や精神科医療につなぐためには、周囲にいる家族や友人、知人などが気づく力を高め、また、つなぐためのアプローチをするための支援が必要であり、これらについての啓発や周知はキャンペーン期間のみならず年間を通じて取り組むべきではないか。

相談を受ける NPO 等の職員の精神的な負荷が大きいため、困ったときに精神的なケアを受けられるような相談窓口、専門家にアクセスできるような環境整備についても記載してはどうか。

個人の事業者について、経済的な相談に乗るような窓口が必要ではないか。

救急病院に自殺未遂で運ばれた方が精神科につながるような仕組みを考えていただきたい。

自殺未遂者支援の強化が必要。滋賀県では、自殺未遂者の再企図防止支援事業として、保健所管内で救急告示病院を受診した自殺未遂者と家族に対して支援を実施している。自殺未遂者及び家族の同意を得て、保健所、市町自治体につないで継続的な支援をおこなう仕組みであるが、このような取り組みも踏まえ、全国的に、自殺未遂者支援を強化・推進することが重要。

スクールカウンセラーも地域と連携しながら活動していることから、「プライバシーが守られる環境の整備を含め、教員やスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉センター等」の中にスクールカウンセラーも入れていただきたい。

教育を中心に、命の尊さに関する諸啓発、相談機能の充実を社会の中で作っていくべきではないか。

周囲の支えや助け合いが重要であり、人を思いやる心を持つことが大切であるため、義務教育において健全な精神が宿るような教育、道徳教育の充実等を進めるべきではないか。

テレワークの導入により、労働時間管理が甘くなる結果、過重労働が生じていることも触れるべきではないか。

兼業・副業について、「産業保健サービスの展開」が具体的に何を指すのかわからないため、具体的に書いていただきたい。

また、それ以前の問題として、兼業・副業の管理が実際、自己申告に頼らざるを得ない状況であり、いかに複数の事業所の労働時間を積算した上での管理をしていくか検討が必要ではないか。

遺族支援に関して、具体的なものが大綱の中に盛り込まれていないという課題があるので、踏み込んだ支援の在り方も記載してはどうか。

座間事件後、警察庁によるサイバーパトロールの強化や、民間団体による悩んでいる方への相談誘導などの取組みを進めているので、引き続きこういった ICT を活用したアウトリーチを行っていくことを大綱にも記載いただきたい。

誹謗中傷対策や、今後の新興感染症下における対策についても報告書に記載してはどうか。(江澤構成員)

自殺対策白書において、「有名人の自殺及び自殺報道の影響」という見出しについて、違和感があり、遺族からも意見があったことは受け止め公的な文書における表現について検討いただく必要がある。

現場である自治体が対応できるように、国や法人が集積分析したデータを、自治体に対して迅速かつ的確に提供することが重要。

< 3 施策の推進体制等 >

意見なし